

日本風力発電協会が港湾使用料の抑制要望、自民党再エネ議連

2019/11/12

自由民主党の「再生可能エネルギー普及拡大議員連盟」（柴山昌彦会長）は11月8日、洋上風力発電の導入促進に向け、港湾法の一部を改正する法律案について議論した。国土交通省、経済産業省とともに意見を求められた日本風力発電協会（JWPA）は、公募で選定された事業者が負担する港湾施設の使用料を極力低い水準に設定するよう求めた。



「再生可能エネルギー普及拡大議員連盟」であいさつする柴山昌彦会長（出所）インフラビジネスJAPAN

政府は10月18日、洋上風力の発電設備の建設拠点となる港を整備する港湾法改正案を閣議決定した。建設に使う部材を保管する埠頭を国が整備し、発電事業者向けに長期間貸し付ける制度を創設する。港湾区域の貸出期間を従来の20年から30年に延長して、国は複数の発電事業者の利用を調整していく。

JWPAの加藤仁代表理事は、事業者が払う海域占用料、岸壁貸付料、荷さばき地貸付料などの使用料を、できるだけ安く設定してほしいと述べた。港湾使用料を低い水準に設定して発電原価を下げることによって、国民負担を抑制できると指摘した。事業者数、借用面積、借用期間に応じた使用料の設定や、最長30年間の分割払いが可能となる仕組みも求めた。

JWPAは、風力発電を大型電源の切り札と位置づけており、洋上風力発電だけで2030年に10GW、50年には37GW程度の導入が可能だと見込んでいる。

国交省は、再エネ海域利用法に規定する促進区域指定に向けて、一定の準備段階に進んでいる11区域を公表。うち4区域は有望区域として協議会を順次開催している。早ければ年内にも促進区域を指定し、20年中に一般海域で最初の発電事業者を選定する予定だ。

編集部